

# 令和2年 鱒ヶ沢町農業委員会 第2回定例総会会議録

令和2年2月10日（月）午前10時00分開議  
中央公民館 2階大会議室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会

◎出席委員 12名

1番 工藤 清	10番 井上 豊久
2番 神 文人	11番 兼平 昭光
3番 三上 三樹	12番 對馬 孝
4番 佐藤 松子	13番 木村 重美
5番 木村 暢子	
6番 木村 賢一	
7番 兼岡 正英	
9番 工藤 文信	

◎欠席委員 2名

8番 工藤 修二	14番 長谷川 勝男
----------	------------

事務局	1. 開会 ただ今より令和2年第2回定例総会を開会致します。はじめに、職務代理者の工藤清より挨拶をお願いします。
職務代理者	(職務代理者挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第17条第1項の規定により議長は会長職務代理者の工藤清が進行します。工藤職務代理、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命  会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を3番の三上委員、13番の木村委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長  事務局	<p>4. 諸般の報告  諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号  令和2年1月9日  令和元年度農業者年金加入推進部長等研修会  場 所：青森市「アップルパレス青森」  出席者：長谷川勝男会長、工藤清委員、事務局（太田）</p> <p>報告第2号  令和2年1月30日  農地法第5条事前調査会  場 所：北浮田町字今須地内（2件）  出席者：工藤清委員、兼平昭光委員、神文人委員、事務局（太田・田附）</p> <p>報告第3号  令和2年1月31日  令和元年度農地事務研修会  場 所：青森市「アップルパレス青森」  出席者：事務局（石岡）</p> <p>以上諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程  議案の上程を致します。</p> <p>議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会に係る意見について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第8号 令和2年度農作業雇用標準賃金表（案）の承認について</p> <p>議案第9号 令和元年に係る鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について</p> <p>以上5議案を上程致します。</p>

議長

## 6. 議案の審議

議案の審議に入ります。議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は1議案6件です。議案は第5号です。詳細について申し上げます。

### 番号4

農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字七尾185番地1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 417㎡

外 田2筆 畑3筆 計6筆

合計面積 28,889㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

親子間での贈与による所有権移転です。

### 番号5

農地の所在 鯉ヶ沢町大字南金沢町字晴間105番地1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,631㎡

外 田4筆 畑1筆 計6筆

合計面積 8,798㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

親子間での贈与による所有権移転です。

### 番号6

農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字山本36番地2

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 290㎡

外 田5筆 畑1筆 合計7筆

合計面積 8,154㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

親子間での贈与による所有権移転です。

### 番号7

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字島田154番地1

地目 登記簿 畑

現況 樹園地

面積 2,834㎡

外 畑1筆 計2筆

合計面積 3,930㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

事務局

知人間での売買による所有権移転です。

番号8

農地の所在 鱒ヶ沢町大字松代町字白沢224番地

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,719㎡

外畑2筆 計3筆

合計面積 22,480㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間での売買による所有権移転です。

番号9

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平205番地1

地目 登記簿 原野

現況 畑

面積 7,328㎡

外田13筆 畑1筆 計15筆

合計面積 118,365㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

農業者年金に係る親子間の使用貸借による経営移譲です。

以上6件を申し上げましたが、資料7頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、2項の第7号をご覧ください。

冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、函面等により利用状況等調査いたしました。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

それでは議案5号について早速審議に入ります。

議案第5号につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第5号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

議長 続きますして議案第6号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第6号は農地法第5条転用許可にかかる意見についてであります。  
提案理由は農地法第5第1項及び同法第5条3項の規定に基づき、当農業委員会の意見を付して県知事に送付したいので審議を求めるものであります。  
番号2につきましては、所有権移転でありまして老人福祉施設の建築のための農地転用、面積が3,000㎡であります。  
番号2番の申請につきまして、令和元年12月20日付けで鱈ヶ沢農業振興地域整備計画の変更、農業振興地域からの除外が決定済みであります。申請地の変更後の地目区分は第1種農地と認められますが、申請内容が、社会福祉法人が経営する老人福祉施設の建設のための転用であり、公共性が高いと認められること、また、位置選定には代替性の判断として周辺の非農地を検討しましたが、転用事由に必要な面積および売買価格から適当な土地が見当たらないことから本のうちにつき転用することはやむを得ないと認められます。  
番号2につきましては事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略します。  
以上です。

議長 ただいま事務局より、議案第6号番号2の説明がございましたが、事前調査会をおこなっておりますので、当日の調査員にあたっている神委員に調査結果報告をお願いします。

神文人委員 令和2年1月30日、工藤清委員、兼平昭光委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。議案第6号2番をご覧ください。  
申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。申請地は北浮田町字今須82番3外1筆、合計面積は、3,000㎡、登記地目は田と畑、現況は2筆とも保全管理となっております。  
一般基準からみた判断を申し上げます。現地調査をした結果については、資料ページの全体図で説明いたします。今回の申請は、特別養護老人ホームつくし荘の東側に新たに建設される老人福祉施設（ショートステイ）です。申請地内は全てアスファルト舗装し、雨水の処理は自然浸透、汚水処理については合併処理浄化槽を設置して浸透まで行う計画です。申請地周囲は東側が田となっておりますが土砂流出がないように同じ高さに盛土する予定です。また北側は農道に面し、南側はため池であり、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。また、面積的にも適当と思われ、資金関係については全額、自己資金での建設であり、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。  
以上、現地調査の報告を終わります。

議長 ただいま報告がありました議案第6号番号2について質問を受けます。  
何かご異議、ご質問等のある委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、それでは採決致します。議案第6号番号2について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第6号番号2、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致します。 続きまして番号3について事務局に説明を求めます。
事務局	続いて番号3について説明いたします。 提案理由は先ほどと同様で、農地法第5条第1項及び同法第5条3項の規定に基づき、当農業委員会の意見を付して県知事に送付したいので審議を求めるものであります。 番号3につきまして、農地転用面積が874㎡であります。 なお申請地につきましては、10ha以上の農地が連坦されていることから農地区分は第1種農地と判断されます。 申請内容は社会福祉法人事業者が利用するための転用であり、公共性が高いと認められるため不許可の例外が適用されると判断されます。また選定位置の代替性の判断としては、周辺での非農地等を検討しましたが、当該農地の所有が法人の役員所有のものであり、寄付で取得できることから、本農地につき、転用申請することはやむを得ないと認められます。 番号3につきましては事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略します。 以上です。
議長	ただいま事務局より、議案第6号番号3の説明がございましたが、番号3の事前調査会をおこなっておりますので、当日の調査員にあたっている兼平委員に調査結果報告をお願いします。
兼平昭光委員	令和2年1月30日、工藤清委員、神文人委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。議案第6号3番をご覧ください。 申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。 申請地は北浮田町字今須80番、面積は、874㎡、登記地目は畑、現況は保全管理となっております。 一般基準からみた判断を申し上げます。 現地調査をした結果については、資料10ページの土地利用計画図で説明いたします。申請地である認定こども園となる職員駐車場の周囲については、東側は町道に面し、北側はため池、西側は建設される認定こども園、南側は雑種

兼平昭光委員 地となっています。また、申請地の北側及び西側の一部にはフェンスを設置し土砂が流出・飛散しないように法面を施して整地する等の計画であり、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

また、面積的にも適当と思われ、資金関係については全額、自己資金での建設であり、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

以上、現地調査の報告を終わります。

議長 ただいま報告がありました議案第6号番号3番について質問を受けます。  
何かご異議、ご質問等のある委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、それでは採決致します。議案第6号番号3について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第6号番号3について農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致します。

続きまして議案第7号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

まず、番号27について議事参与の制限の規定に該当する案件がありますので関係委員の一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、番号27について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第7号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてご説明致します。22頁をご覧ください。

番号27  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野165番地3  
地目 登記簿 畑  
現況 畑  
面積 4,637㎡  
新規設定



事務局

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 大豆  
期間 3 年  
賃借料 10a 当り 5,000 円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今、議案第7号番号27について説明がありましたが、この件につきましてご異議ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、それでは採決致します。議案第7号番号27について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第7号番号27について原案のとおり許可することに決定致します。  
一時退席の関係委員は自席にお戻りください。

(委員着席)

議長

続いて、ただ今承認された以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

1. 所有権移転

件数	0件
----	----

地目別面積	田	0㎡
	畑	0㎡
	樹園地	0㎡
	計	0㎡

2. 利用権設定

再設定	9件	73,998㎡
新規	12件	74,753㎡
計	21件	148,751㎡

## 契約内訳

3年未満の契約	4筆	14,836㎡
3年から5年契約	21筆	54,099㎡
6年から9年契約	0筆	0㎡
10年以上の契約	23筆	79,816㎡
計	48筆	148,751㎡

## 貸手・借手内訳

貸手農家	21名
借手農家	14名

## 地目別面積

田	117,814㎡
畑	19,298㎡
樹園地	11,639㎡
計	148,751㎡

## 3. 総地目別面積

田	117,814㎡
畑	19,298㎡
樹園地	11,639㎡
計	148,751㎡

## 4. 農地中間管理機構

出し手農家	6名
受け手農家	5名

## 地目別面積

田	47,202㎡
畑	0㎡
樹園地	0㎡
計	47,202㎡

つづきまして詳細についてご説明致します。

## 番号7

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字上大谷55番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,327㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 全部で1俵（玄米）での契約です。

番号 8

農地の所在 鱒ヶ沢町大字鬼袋町字大柳 3 7 番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 6 7 0 m<sup>2</sup>

外 田 1 筆 合計 2 筆

合計面積 2, 7 8 5 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5 年

賃借料 1 0 a 当り 0. 5 俵 (玄米) で契約しております。

番号 9

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字中川原 4 2 番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 7 8 7 m<sup>2</sup>

外 田 4 筆 合計 5 筆

合計面積 8, 5 0 7 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

賃借料 1 0 a 当り 1 万円で契約しております。

番号 1 0

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字小津軽沢 1 6 番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4, 0 9 2 m<sup>2</sup>

外 田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 8, 3 2 0 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

賃借料 1 0 a 当り 1 万円で法定相続人と契約しております。

番号 1 1

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字館ノ下 7 4 番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 2 1 7 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1 0 年

事務局

賃借料 10 a 当り 1 万円で法定相続人と契約しております。

番号 1 2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字日照田町字野脇 2 8 0 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2, 5 8 5 m<sup>2</sup>

外 田 1 筆 合計 2 筆

合計面積 1 0, 7 9 2 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10 a 当り 1. 5 俵 (玄米) で法定相続人と契約しております。

番号 1 3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字霜坂熊ヶ沢 1 3 8 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5, 7 4 2 m<sup>2</sup>

外 田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 1 4, 3 4 3 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 3 年

賃借料 10 a 当り 1 万円で契約しております。

番号 1 4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字家岸 7 0 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2, 0 4 8 m<sup>2</sup>

外 田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 4, 3 5 5 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10 a 当り 1 俵 (玄米) で契約しております。

番号 1 5

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字山岸 1 1 6 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 7 1 2 m<sup>2</sup>

外 田 1 筆 合計 2 筆

合計面積 5, 7 1 2 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号16

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字山岸81番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 85㎡

外 田3筆 合計4筆

合計面積 5,489㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号17

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字下雲母坂105番地4

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3,659㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号18

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山37番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 13,239㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 大豆

期 間 10年

賃借料 10a当り20,000円で契約しております。

番号19

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢48番地1

地 目 登記簿 畑

現 況 樹園地

面 積 6,939㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 樹園地

期間 10年  
使用貸借で契約しております。

番号20  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢49番地1  
地目 登記簿 畑  
現況 樹園地  
面積 4,700㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 樹園地  
期間 10年  
使用貸借で契約しております。

番号21  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平94番地2  
地目 登記簿 畑  
現況 畑  
面積 1,767㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 大豆  
期間 1年  
使用貸借で契約しております。

番号22  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字若山壱沢71番地1  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,887㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 10a当り7,000円で契約しております。

番号23  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾167番地25  
地目 登記簿 畑  
現況 畑  
面積 1,144㎡  
外田2筆 合計3筆  
合計面積 13,069㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 大豆  
期間 1年  
賃借料 全部で15,000円での契約です。

番号24

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲27番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 550㎡

外田6筆 合計7筆

合計面積 20,200㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 大豆

期間 10年

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号25

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字新沢7番地a

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 6,778㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 麦

期間 10年

賃借料 全部で20,000円で契約しております。

番号26

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須301番地a

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 4,972㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 麦

期間 10年

賃借料 全部で15,000円での契約です。

番号28

農地の所在 鱒ヶ沢町大字鬼袋町字大柳23番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,853㎡

外田5筆 合計6筆

合計面積 4,210㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で2俵(玄米)での契約で、農地中間管理事業を利用しております。

番号29

農地の所在 鯨ヶ沢町大字鬼袋町字大柳96番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 236㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 500㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

使用貸借での契約で、農地中間管理事業を利用しております。

番号30

農地の所在 鯨ヶ沢町大字深谷町字黒森136番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 880㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 14,171㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 15年

賃借料 10a当り0.5俵(玄米)での契約で、農地中間管理事業を利用しております。

番号31

農地の所在 鯨ヶ沢町大字深谷町字黒森137番地b

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,480㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 15年

使用貸借での契約で、農地中間管理事業を利用しております。

番号32

農地の所在 鯨ヶ沢町大字姥袋町字川面62番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,172㎡

外田1筆 他2筆

合計面積 10,201㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年



賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）での契約で、農地中間管理事業を利用しております。

番号 33

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井 433 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 350 m<sup>2</sup>

外 田 7 筆 合計 8 筆

合計面積 7,393 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）での契約で、農地中間管理事業を利用しております。

番号 34

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井 504 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 519 m<sup>2</sup>

外 田 3 筆 合計 4 筆

合計面積 1,901 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）での契約で、農地中間管理事業を利用しております。

番号 35

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田 105 番地 1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 368 m<sup>2</sup>

外 田 8 筆 合計 9 筆

合計面積 7,346 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）での契約で、農地中間管理事業を利用しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今議案第7号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。  
　なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場 　〔「異議なし」という声あり〕

議長 　異議なしとのことですので、採決致します。議案第7号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場 　（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので議案第7号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。  
　続きまして議案第8号、令和2年度農作業雇用標準賃金表（案）の承認について事務局に説明を求めます。

事務局 　27ページをご覧ください。議案第8号、令和2年度農作業雇用標準賃金表（案）の承認についてであります。  
　農作業賃金についてであります。昨年の10月、青森県の最低賃金が762円から790円に変更されました。それに伴いまして790円掛ける8時間で6,320円となりまして、6,400円に繰上げしました。この部分が昨年の6,100円から300円上がって6,400円という賃金となっております。りんご等の剪定の賃金は変わりません。機械等の賃料も平成31年と金額等は変えておりません。  
　この場で委員の皆様が議論し合って承認という形をとりたいと思います。  
　以上です。

議長 　ただ今議案第8号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。  
　なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

神文人委員 　2番の神文人です。機械作業料金についてですが、ブームスプレーヤーによる除草剤の散布を依頼されることがあるのですが、基準となる料金を追加した方が、依頼する方もされる方も分かりやすくなるのではないのでしょうか。

事務局 　項目を追加することは可能です。

木村賢一委員 　つがる市ではヘリの場合は1,100円、ブームスプレーヤーの場合は1,000円となっています。どちらも10a当りの料金です。

神文人委員	私が作業を依頼された時も1,000円で受けました。
事務局	需要があるのであれば、この表に追加します。
議長	他に質問等ございませんか。
議場	〔「なし」という声あり〕
議長	なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第8号について原案にブームスプレーヤーの項目を加える形で承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第8号、令和2年度農作業雇用標準賃金表(案)の承認について、原案のとおり承認することに決定致します。 続きまして議案第9号、令和元年鰯ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について事務局に説明を求めます。
事務局	28ページをご覧ください。議案第9号、令和元年鰯ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件についてです。 平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準10a当りについて、情報提供することの承認を求めるものであります。 29ページをご覧ください。田と畑を分けて、地区別赤石から舞戸地区の平均最高最低のデータを提供しております。 鰯ヶ沢町の平均は11,600円です。これは、下の方に記載している2番の令和元年産のJA米つがるロマンの1等概算払いの玄米60kg当り12,400円で換算しております。畑についても記載のとおりです。 賃借料情報と先ほどの標準賃金表については情報提供という事で、鰯ヶ沢町広報に参考として載せます。 以上です。
議長	ただ今議案第9号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。
議場	〔「なし」という声あり〕

議長

なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第9号について原案のとおり情報提供することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第9号、令和元年鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について、原案どおり情報提供することに決定致します。

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

(午前10時55分)

8. その他

- ・2月17日(月)午前10時から臨時総会を開催予定。

会 長 長 谷 川 勝 男

会議録署名者 三 上 三 樹

〃 木 村 重 美